

## 申請に対する処分個別票

|                      |  |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 教育委員会事務局総務部学事課<br>(06-6208-9058)   |
| 処分課（担当）名             | 同上   |
| 処分の名称                | 大阪市高等学校等奨学金の遅延利息減免申請   |
| 概要                   | 教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の遅延利息を減免することがあります。  |
| 根拠法令等<br>及び条項        | 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例7号）第11条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）<br>大阪市高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第48号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）<br>大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則（昭和63年大阪市教育委員会規則第3号）第11条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）<br>大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市教育委員会規則第37号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）<br>大阪市高等学校等奨学金返還債務取扱要綱<br>（ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000469042.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000469042.html</a> ）<br>高等学校等奨学金債権管理マニュアル（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） |
| 審査基準                 | 高等学校等奨学金の遅延利息が減免されるのは、奨学金の貸与を受けた者が、罹災、失業・廃業、破産、無資力又はこれに近い状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき）であると認められるときです。   |
| 標準処理期間               | 90日  |
| 経由日数                 | なし   |
| 提出先                  | 教育委員会事務局総務部学事課   |
| 提出時期                 | 随時   |
| 提出方法                 | 持参又は郵送   |
| 手数料                  | なし   |
| 相談窓口                 | 教育委員会事務局総務部学事課   |
| ホームページ               |  |
| 備考                   |  |